

タイトル	新型コロナウイルス感染症関連経済対策 小規模事業者等事業復活応援金について
担当課	経済環境部 農業商工課 担当：渡邊 (電話：0558-76-8003 内線：3207)

## 1 概要

コロナ禍の影響で売上が減少している事業者の事業継続を支援するため、経済産業省の「事業復活支援金」を受給した事業者に、市が応援金を上乗せ支給します。

## 2 対象者

「事業復活支援金」を受給した事業者

\*令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上高が平成30年11月から令和3年3月の任意の同月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

\*伊豆の国市内に住民登録がある個人事業者、市内に本店または主たる事業所がある個人事業者または中小法人

## 3 支給額

①基準期間（比較する年）の11月から翌年3月までの売上額

②対象月の売上額×5カ月

③国の事業復活支援金給付額

【A】上記① - ② - ③

【B】上記③の2分の1（上限）

【A】と【B】いずれか少ない額（千円未満切捨）

※①基準期間と②対象月は事業復活支援金に選択した期間・月となります。

### 【上限額】

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	25万円	50万円	75万円	125万円
▲30%～50%	15万円	30万円	45万円	75万円

## 4 支給手続き

支給申請書のほか、誓約書兼同意書、市税完納証明書または滞納がない旨の証明書、事業復活支援金の給付通知書、月間売上が確認できる書類の写し、事業復活支援金に提出した期間分の確定申告書類等の写し、振込口座の情報がわかる書類

申請受付は、令和4年3月22日から令和4年7月15日まで。（事業復活支援金の締切は令和4年5月31日まで）

※提出は、郵送または送付先窓口の提出用ポストへの投函

## 5 問合せ

3/22～3/31 伊豆の国市経済環境部農業商工課 電話0558-76-8003

4/1～7/15 伊豆の国市産業部商工課 電話055-948-1415

# 個人事業者・中小法人のみなさまへ

## 伊豆の国市事業復活応援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少している市内の個人事業者及び中小法人に事業復活支援金の交付決定に基づき、市が応援金を上乗せ支給します。

### 支給額

国の「事業復活支援金」給付額の1/2の額  
(上限／千円未満切捨)

※支給額の算出方法ご確認ください。

### 受付期間

令和4年3月22日から令和4年7月15日まで

### 給付対象

以下の事項を全て満たす伊豆の国市内に住民登録のある個人事業者もしくは、市内に本店または主たる事業所がある個人事業者または中小法人。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、国の事業復活支援金の給付決定を受けている者
- ② 事業復活応援金の受給後も事業活動を継続する意欲がある者
- ③ 市税等の滞納がない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑤ 他市町村における同様の制度に基づく応援金等の支給を受けていない者
- ⑥ 事業復活応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者でないこと

必要書類・申請方法等の詳細は裏面をご覧ください

### お問合せ先

伊豆の国市役所 農業商工課 商工係 TEL0558-76-8003

※令和4年4月から 商工課

TEL055-948-1415

(9:00~17:00 土日祝日を除く)

# 支給額の算出方法

- ①基準期間（比較する年）の11月から翌年3月までの売上額
  - ②対象月の売上額×5カ月
  - ③国の事業復活支援金給付額
- 【A】上記① - ② - ③  
【B】上記③の2分の1（上限）  
【A】と【B】いずれか少ない額（千円未満切捨）

※①基準期間と②対象月は事業復活支援金に選択した期間・月となります。

## 申請手続き

### 1. 申請書等様式を入手

伊豆の国市ホームページから申請書等様式をダウンロードしていただくか、伊豆の国市役所大仁庁舎2階農業商工課（4月1日以降大仁支所、あやめ会館1F商工課）長岡庁舎総合案内、韮山支所、伊豆の国市商工会各支所で入手することができます。

### 2. 申請書と添付資料の作成

提出書類は以下のとおりです。

- ①支給申請書（様式1号）
- ②誓約書兼同意書（様式2号）
- ③市税の完納証明書または滞納がない旨の証明書（発行日から3月以内のもの）
- ④事業復活支援金給付決定通知の原本

※給付決定通知の原本は、受付後、決定通知書と共に返します。

- ⑤対象月と比較月の月間売上が確認できる書類の写し  
(売上台帳、売上帳簿の写しなど)
- ⑥国の事業復活支援金申請時に提出した期間分の確定申告書類等の写し  
※法人の場合は法人事業概況説明書（表裏）の写し
- ⑦振込口座の通帳（写し）  
※金融機関名、店名、口座番号、カタカナ口座名義部分をコピー

### 3. 申請書の提出

【受付期間】令和4年3月22日（火）から令和4年7月15日（金）【必着】

※提出は「郵送」または「送付先窓口の提出用ポストへ投函」してください。

【送付先】※送付先について令和4年4月1日から変更となります。

〒410-2396 伊豆の国市田京299-6 伊豆の国市役所 農業商工課 商工係 宛

〒410-2292 伊豆の国市長岡346-1 伊豆の国市役所 商工課 宛（4月1日以降の送付先）

①から⑦のほかに追加で提出をお願いする場合があります。  
申請受理後、書類の不備がなければ、最短3週間程度でご指定の口座に振込みを予定しています。